

国民年金からのお知らせ

—口座振替がお得です—

国民年金保険料を 前納できます



国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金での納付を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている下期の納付書（平成25年10月分～平成26年3月分）を使用して、平成25年11月1日までに納めてください。

また、口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望する人は、8月末日までに早めに金融機関、高崎年金事務所または困国保年金課へお申し出ください。申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）をご持参ください。

なお、保険料を前納した期

間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

納付方法による下期6カ月分の保険料の違い

納付方法	合計納付額	備考
毎月現金で納める場合	90,240円	15,040円×6カ月
現金で前納する場合	89,510円	730円割引
口座振替で前納する場合	89,210円	1,030円割引

コンビニなどでも

国民年金保険料を納められます

国民年金保険料はコンビニエンスストアでも納めることができます。（一部のコンビニエンスストアを除く）営業時間内であれば土曜・日曜や夜間でも保険料を納めることができますので、平日の昼間は仕事などで忙しい人はぜひご利用ください。

また、クレジットカードによる納付も可能です。クレジットカード支払いは事前に申し込み用紙をご提出いただき、以後将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員の人に請求する方法です。

さらに、インターネットなどを利用しての納付方法もあります。詳細については、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>）をご覧ください。

詳しくは、高崎年金事務所にお問い合わせください。

このページに関する問合せ▼

高崎年金事務所 お客様相談室

（☎3322-7753）